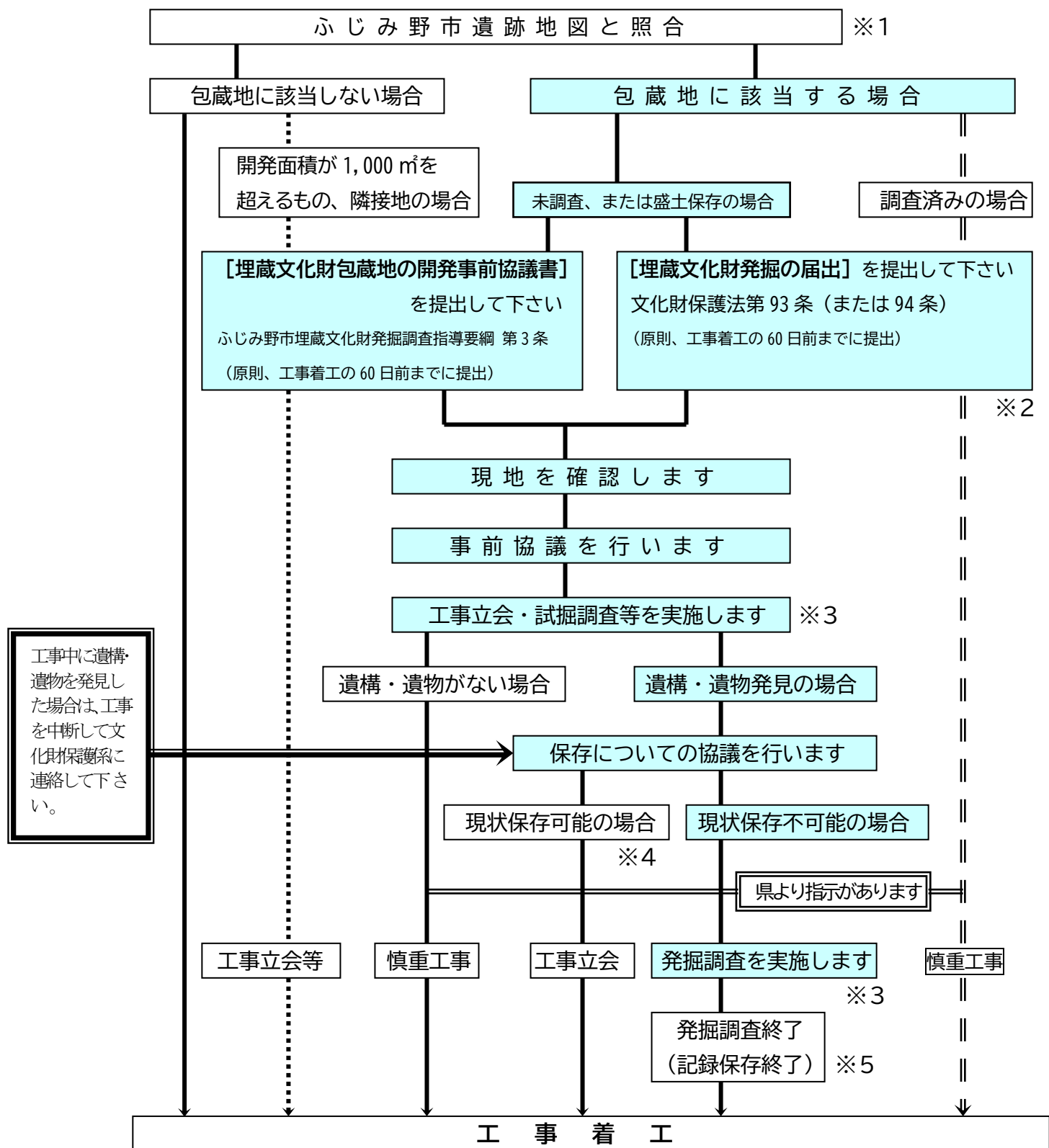


周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行う場合の手続き



※『ふじみ野市遺跡地図』より抜粋

※注釈の解説は裏面にあります。

ふじみ野市教育委員会 教育部 社会教育課 文化財保護係

TEL : 049-220-2088 (直通) FAX : 049-261-5100

E-Mail : bunkazai@city.fujimino.saitama.jp

※1. ふじみ野市遺跡地図は、教育委員会文化財保護係のほか、都市計画課と建築課にも掲示しています。

詳細は文化財保護係に直接お問合せください。また、市のホームページ (<https://www.city.fujimino.saitama.jp>) より「埋蔵文化財包蔵地の開発事前協議書」「埋蔵文化財発掘の届出」等の申請書のダウンロードや、手続きのご案内をしておりますのでご参照ください。

※2. 「埋蔵文化財発掘の届出」は、遺跡内の土木工事の届出です。「発掘」には遺跡調査という意味は無く、「土地を掘削する」という意味です。市教委を経由して県教委に送付します。折り返し、県教委から市教委を経由して「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について」の通知文書が申請者に送付されます。

※3. 試掘調査の費用負担はありません。

発掘調査の費用負担は、工事主体者が行うことになっていますが「個人の専用住宅」の場合は、国・県の補助を受け、公費で負担しています。

※4. 現状保存可能とは、工事の影響が埋蔵文化財に及ばない場合などで、県教委より工事立会いの指示があります。掘削面と埋蔵文化財との間に 30cm 以上の保護層または樹脂等による十分な緩衝層を有し、遺跡が保護される場合は発掘調査を必要としません。

※5. 発掘調査は、現地での発掘調査から出土品の整理作業を経て、調査報告書の刊行までを指します。その為には、3 年程度が必要となりますが、現地での発掘調査を終了すれば工事着工が可能となります。

よくある質問

Q1. 工事着手は決定していますが、計画図面の提出書類が未完成です。

A1. 工事の範囲や基礎工などの掘削深度等の工事概要が分かる計画図を添えて届出していただき、詳細図については図面が完成したときに提出して下さい。

Q2. 不動産を売却し、その後買主が開発を予定しています。届出はどちらになりますか。

A2. 届出者は、工事の主体者（原因者）となりますので、この場合は開発を実施する買主となります。

Q3. 工事は、既存建物の解体工事だけなのですが届出は必要ですか。

A3. 解体工事に伴い、基礎の抜取等、地面を掘削する工事を行う場合は届出が必要です。なお、建物解体の場合、基礎図等が添付できない場合、解体前に既存建物の写真を撮り、それで代わりとする事もできます。

Q4. 敷地は、遺跡（周知の埋蔵文化財包蔵地）の範囲内にありますが、計画している建築物の場所は入っていないのですが。

A4. この場合でも必要です。敷地が遺跡の範囲内にあれば、届出は必要です。

Q5. 周知の埋蔵文化財包蔵地内に三階建の個人住宅を建てる場合も届出は必要ですか。

A5. 必要になります。三階建住宅の場合、建築確認は県に提出されていると思いますが、市と県にそれぞれ「埋蔵文化財文化財包蔵地の開発事前協議書」及び「埋蔵文化財発掘の届出」の提出をお願いいたします。

Q6. 盛土保存とは、どの様なものですか。

A6. 掘削する建物基礎の最深部（割栗石等を含む）から遺構の確認面までの深さが 30cm 以上の土層が確保できることをさします。

遺構確認の試掘調査のみですが、建替え等により基礎が深くなり、この保護層が確保できずに遺構保存が行えない場合は発掘調査による遺構記録を行う必要があります。